

上越市コンベンション開催補助金制度

●補助対象及び補助金算出方法

区分	補助金対象要件	補助金額の限度額
国際コンベンション	日本を含む２か国以上から２０人以上の参加の国際会議または参加者数が５０人以上で、国外からの参加者が１０人以上ある国内会議であること。同時に国外からの参加者の１０人泊以上の宿泊が上越市内に見込めること	50万円
国内コンベンション	300人泊以上の上越市内での宿泊が見込めるもの	50万円
	200人泊以上の上越市内での宿泊が見込めるもの	30万円
	100人泊以上の上越市内での宿泊が見込めるもの	10万円
	50人泊以上の上越市内での宿泊が見込めるもの	5万円

- ・補助金の交付額は開催に要する経費の３分の１に相当する額を限度とする。
- ・会場が上越市内であること
- ・参加者の宿泊箇所が上越市内であること
- ・連続して２日以上のお会期があること
- ・補助金を利用するには開催日の原則２か月前までに補助対象の申請手続きをお願いします。
- ・補助交付申請時に参加者名簿及び収支決算書を提出していただきます。

次のものは対象外です。

- ・国又は地方公共団体が主催するコンベンション
- ・上越市から補助金等の交付を受けるコンベンション
- ・政治的、宗教的又は直接営利的な目的を持つコンベンション
- ・プロスポーツ、コンサート、演劇など不特定多数の参加者から入場料等を徴収する興行等に類するもの
- ・同一企業ミーティング主催者における同年度内の２回目以降の開催
- ・新潟県内のみから参加者を募るもの
- ・上越市暴力団の排除の推進に関する条例（平成２４年上越市条例第３４号）第２条第１号に規定する暴力団、同条第２号に規定する暴力団員、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

【各種支援プログラム】

- ①ワンストップサービスの提供
- ②開催にあたってのアドバイス・手配など
- ③歓迎看板の作製サービス
- ④特産品やお土産品の紹介
- ⑤観光パンフレットの無料提供
- ⑥観光ガイドの派遣（有料）
- ⑦越後上越 上杉おもてなし武将隊の派遣（有料）

【お問合せ先】

（公社）上越観光コンベンション協会 TEL：025-543-2777

<https://joetsukankonavi.jp/convention/>